

# 福岡県公報

平成23年5月23日  
第3257号

## 目次

### 告示 (第884号 - 第889号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 1
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 2
- ### 公 告
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 2
- 落札者等の公示 (総合政策課) ..... 3
- ### 公安委員会
- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) ..... 3

## 告 示

### 福岡県告示第884号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	古賀市花見東5丁目1888番3先から 古賀市花見東5丁目1880番12先まで

### 福岡県告示第885号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	黒山線 広渡線	遠賀郡遠賀町大字鬼津3940番1先から 遠賀郡遠賀町松の本7丁目2388番先まで

### 福岡県告示第886号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) 新宮中央駅前プロジェクトE4街区

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内（E 4 街区）

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第887号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営夏吉住宅	田川市	2,500円	7,500円	平成23年3月1日
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町	2,500円	7,500円	平成23年3月15日
福岡県営額田中央住宅	飯塚市	2,500円	7,500円	平成23年3月15日

#### 福岡県告示第888号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩松隈字行合493番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区大字徳永1040番地8

田代 博之

田代 菜美

#### 福岡県告示第889号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字小石原字水浦1847の2（以上1筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者  
(1) 名称  
株式会社イマイズミ  
(2) 所在地  
福岡県糟屋郡新宮町大字三代古江789-4  
(3) 代表者

代表取締役 今泉 嘉久

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年5月6日

4 処分の理由

事業者が、平成23年4月12日午前10時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月23日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

平成23年度福岡県地価調査業務委託契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部総合政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年4月5日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

社団法人福岡県不動産鑑定士協会

(2) 住所

福岡市博多区祇園町1番40号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

65,443,560円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定15条1（b）及び（d）に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第133号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成23年5月23日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成23年6月23日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成23年6月24日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成23年6月27日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	北九州市八幡西区御開3丁目38番1号 八幡自動車学校
平成23年6月28日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	小郡市小郡686番地4 小郡自動車学校

## 4 審査の申請手続等及び受付期間

## (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	15,650円
普通免許	12,150円
大型二輪、普通二輪、大型特殊及び牽引免許	9,500円
大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許	13,300円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月13日（月曜日）までの（福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月13日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハマまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892